

さくら市農業委員会総会議事録（令和８年６月定例総会）

1. 開催日時 令和８年６月２５日（木）午後１時２０分から午後２時３０分

2. 開催場所 さくら市役所 第２庁舎 ２階 第１・２会議室

3. 出席委員（１９人）

会長	２０番	七久保 勉
会長職務代理者	８番	関 誠
委員	１番	古澤 一郎
	２番	手塚 栄一
	３番	小菅 和彦
	５番	田崎 次男
	６番	片岡 純雄
	７番	高木 るみ子
	９番	手塚 智枝子
	１０番	神山 智子
	１１番	小林 義和
	１２番	石塚 良男
	１３番	軽部 俊典
	１４番	小堀 義明
	１５番	小林 薫
	１６番	小川 圭一
	１７番	大谷 伸二
	１８番	手塚 裕一
	１９番	軽部 喜一

4. 欠席委員（０人）

5. 議事日程

第１ 議事録署名委員の指名

第２ 議案第１号 非農地証明願いについて

議案第２号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第４号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第５号 農地法第５条の規定による許可申請について

議案第６号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議案第７号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に係る協議について

報告第 1 号 さくら市農地利用最適化推進委員の選考結果について
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	村松	貞往
副主幹兼係長	小倉	真理
主査	高野	洋
主事	小竹	敦子

7. 会議

○事務局長(村松)

定刻前ではありますが皆さんお揃いなのではじめさせていただきたいと思います。

本日の出席委員は 19 名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。

では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長(七久保)

6 月 2 日に開催されました全国農業委員会会長大会に出席してまいりました。その中で國井会長は特に 3 つの点について強調していました。1 つ目は備蓄米について、2 つ目は地域計画について、3 つ目は、農業委員と農地利用最適化推進委員の権能と併存配置の見直しについてでありました。

話は変わりますが、今朝大きな地震がありました。また、台風 7 号、8 号と近づいてきています。常日頃から災害に備えて準備をしておきましょう。

それではただいまから、さくら市農業委員会 6 月定例総会を開催いたします。

○事務局長(村松)

それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。

はじめに、第 1 調査会の委員長からお願いいたします。

○1 番 古澤一郎 委員

本日午前 10 時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第 1 号 1 件、第 2 号 1 件、第 7 号 4 件、計 6 件でございます。詳細につきまし

は後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第2調査会委員長の報告を求めます。

○11番 小林義和 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第7号3件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第3調査会委員長の報告を求めます。

○17番 大谷伸二 委員

本日午前10時より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第3号1件、第5号1件、計2件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第4調査会委員長の報告を求めます。

○6番 片岡純雄 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第3号3件、第4号7件、第5号3件、第7号1件、計14件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議事録署名委員の指名

○議長(七久保)

それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。

1番の「古澤 一郎」委員、2番の「手塚 栄一」委員 を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 非農地証明願について

《議案1－1》

○議長(七久保)

議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。

番号1番について事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第1号番号1番について、朗読して説明。)

なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚 裕一委員

案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

現況については山林を伐採した状態で切り株は残っております。私の記憶でも50年以上山林であったと思いますので地目としては山林と思われます。

23日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号1番については、原案どおり承認されました。

議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について

《議案2-1》

○議長(七久保)

議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。

番号1番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第2号番号1番について、朗読して説明。)

この土地について、売買及び貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。

○議長(七久保)

あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より推薦願います。

○1番 古澤 一郎 委員

あっせん委員としまして、8番 関 誠 委員、1番 古澤 一郎 委員を推薦します。

○議長(七久保)

それでは、議案第2号 番号1番のあっせん委員は、1番 古澤 一郎 委員、8番 関 誠 委員を指名します。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

《議案3-1・3-2・3-3》

○議長(七久保)

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。
番号1番から3番の3件については、同一事業者による地上権の設定でありますので、一括審議とさせていただきます。
それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号1番について、朗読して説明。)

(議案第3号 番号2番について、朗読して説明。)

(議案第3号 番号3番について、朗読して説明。)

この案件につきましては、営農型太陽光発電設備設置のための区分地上権設定となり、関連議案といたしまして、この後、議案第5号 番号1から3番で一時転用についてご審議いただきます。

全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○7番 高木 るみ子 委員

案内図 3-1 をご覧ください。(申請の場所を説明。)

案内図 3-2 をご覧ください。(申請の場所を説明。)

案内図 3-3 をご覧ください。(申請の場所を説明。)

3 件とも譲渡人〇〇が譲受人◇◇◇へ営農型太陽光発電の使用収益権を設定する案件です。期間は3年です。

23日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして現地確認しております。特に問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○14番 小堀 義明 委員

〇〇が農地を取得する際、営農型太陽光発電を行うといった前提で取得されたのでしょうか。

○事務局(高野)

農地取得する際、申請そのものは小麦を栽培するということで取得しております。今回もその点については変更無いんですけれども、その時に営農型太陽光を前提とした申請ではありませんでした。

○14番 小堀 義明 委員

法人が取得すると営農以外の事業に発展していく傾向があるので、それを心配した質問でありました。

○3番 小菅 和彦 委員

営農型で小麦だと相当な高さも必要になるかと思いますが、高さは問題ないのでしょうか。

○事務局(高野)

国の基準では、高さ2m以上であります。機械も大型化してきておりまして今回は高さ3m、幅は5mとなっております。

○議長(七久保)

ほかに質問ございますか、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号1番から3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号1番から3番については、原案どおり承認されました。

《議案3-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号4番について は、取下げとなっております。

《議案3-5》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号5番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号5番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎 次男 委員

案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明。)

譲渡人の〇〇さんから農地売却の話がありまして、〇〇さんが規模拡大を図るという案件でございます。

19日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして現地確認いたしましたが問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号5番については、原案どおり承認されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

《議案4-1・4-2・4-3・4-4・4-5・4-6・4-7》

○議長(七久保)

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。

番号1番から7番の7件について、いずれも営農型太陽光発電設備における同一の耕作者による作付作物の変更でありますので一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第4号番号1番について、朗読して説明。)

(議案第4号番号2番について、朗読して説明。)

(議案第4号番号3番について、朗読して説明。)

(議案第4号番号4番について、朗読して説明。)

(議案第4号番号5番について、朗読して説明。)

(議案第4号番号6番について、朗読して説明。)

(議案第4号番号7番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、番号4番は農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地、番号1番から3番、5番から7番は農振農用地と判断しますが、営農型太陽光発電設備のための一時転用であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○6番 片岡 純雄 委員

案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

案内図4-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

案内図4-3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

案内図4-4をご覧ください。(申請の場所を説明。)

案内図4-5をご覧ください。(申請の場所を説明。)

案内図4-6をご覧ください。(申請の場所を説明。)

案内図4-7をご覧ください。(申請の場所を説明。)

内容は事務局のとおりなんですが、カボチャだと収益があがらないのできつまいもに変更するという案件となります。単収の見込みなんですが、太陽光の下ということで単収8

割以上というのが少し不安に感じる場所ではありますが見守りたいと思います。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○3番 小菅 和彦 委員

この案件に限った事ではないんですが、作物変わるだけで事業計画変更申請しなくちゃダメなんですか。

○事務局(高野)

営農型太陽型発電の制度については、先程片岡委員がおっしゃったように、地域でできる単収の8割を確保することという基準がありまして、太陽光パネルがあつた中でもその作物で8割の収量を確保できる一定の根拠として、知見を有する者の意見や根拠資料を提出していただいて許可するものとなっておりますので、作付作物を変更するにあたっては新たに審査する必要があります。

○3番 小菅 和彦 委員

作物が変わるたびに農業委員会に諮るようになるので、もうちょと緩くするとか事務の軽減を諮るためにも何かうまく出来ないのかなとは感じました。

○16番 小川 圭一 委員

私も今の意見に同意見であります。今後そういった要望も盛り込んでもいいのかなと思いました。

○議長(七久保)

このほかございますか、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号1番から7番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号1番から7番については、原案どおり承認されました。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

《議案５－１・５－２・５－３》

○議長(七久保)

次に、議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題に供します。

番号１番から３番の３件について、同一事業者による営農型太陽光発電設備設置の案件でありますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第５号番号１番について、朗読して説明。)

(議案第５号番号２番について、朗読して説明。)

(議案第５号番号３番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、何れも農振農用地と判断しますが、営農型太陽光発電設備のための一時転用であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○７番 高木 るみ子委員

議案第３号と同じ場所になります。

この申請は、株式会社〇〇〇が、営農型太陽光設置のためにスクリー杭等を打ち込むために必要な面積の転用の申請になります。

５－１に関しては７９箇所、５－２に関しては６２箇所、５－３に関しては６６箇所の柱が建つわけなんです、上に太陽光パネルが乗ることになりますが、最低の高さは３ｍ、支柱の間隔は５ｍとなっているため、周辺農地への影響は無いものと考えます。

２３日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第５号 番号１番から３番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号1番から3番については、原案どおり承認されました。

《議案5－4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号4番については、取下げとなっております。

《議案5－5》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号5番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号番号5番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎 次男 委員

案内図5－5をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件については、先月の地域計画の変更にかかった案件になります。

本申請は、株式会社〇〇〇が太陽光発電施設として転用するものでございます。

申請者は、〇〇に本社をおく太陽光発電設備を主な事業とする会社でございます。

申請地は陽当たりが良く、面積、周辺環境等好条件であり、土地所有者から土地を譲り受けることができるため今回申請に至っております。

土地利用計画ですが、事業区域面積は****㎡、太陽光パネル***枚、パワーコンディショナー**台、周りにフェンスを設置いたします。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策としては、東側が雑種地で、西、南、北は道路で何ら問題はありません。雨水処理は自然浸透を計画しております。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号5番については、原案どおり承認されました。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

《議案6》

○議長(七久保)

次に、議案第6号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題に供します。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用集積等促進計画となります。

令和8年度 第3号 公告予定年月日は令和8年7月31日です。

計画の内容といたしましては、農用地利用促進計画(公社)10件です。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第6号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第6号については、原案どおり承認されました。

議案第 7 号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に係る協議について

《議案 7-1-1》

○議長(七久保)

次に、議案第 7 号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について」を議題に供します。

議案第 7 号 番号 1 の 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第 7 号 番号 1 の 1 番について、朗読して説明。)

なお、地域計画除外後は、人為的転用行為があつてから 20 年経過しており、今後も進入路として使用することから非農地証明で対応できる可能性があるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○6 番 片岡 純雄 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

内容は事務局説明のとおり、進入路として利用するため地域計画からの除外することです。

19 日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第 7 号 番号 1 の 1 番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第 7 号 番号 1 の 1 番については、原案どおり承認されました。

《議案 7-1-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第 7 号 番号 1 の 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第 7 号 番号 1 の 2 番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農振農用地と判断します。農振農用地除外後は、市役所の周辺 1 K m 以内、宅地化率 4 0 % 以上の区域内にありますので第 2 種農地と判断し、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○ 9 番 手塚 智枝子 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

内容は事務局説明のとおりです。周りは田んぼですが、一部墓地があります。

1 7 日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第 7 号 番号 1 の 2 番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第 7 号 番号 1 の 2 番については、原案どおり承認されました。

《議案 7-1-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第 7 号 番号 1 の 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の3番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農振農用地と判断します。農振農用地除外後は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」でありますので、代替性の確認をとったうえで、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚 裕一 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

○○○住宅の脇に建てるような計画になっております。

23日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の3番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の4番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の4番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農振農用地と判断します。用途区分変更後は、農地の集团的広がり

が10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○1番 古澤 一郎 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

内容は事務局説明のとおりですが、すぐ隣に農事組合法人の建物がありますが、機械・設備等を置くのが手狭になったためという事であります。

18日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして申請内容を確認いたしましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の4番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-5》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の5番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の5番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がり約0.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○12番 石塚 良男 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

内容は事務局説明のとおりです。申請地は数年間耕作されておらず周りは宅地に囲まれており地域計画からの除外に何ら問題ないと考えます。

21日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類及び現地調査しました。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の5番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-6》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の6番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の6番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農振農用地と判断します。農振農用地除外後は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」でありますので、代替性の確認をとったうえで、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○1 番 古澤 一郎 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、甥っ子が跡を継いで農業をやるために畑の一部を事務局説明のとおり住宅として使用するために地域計画から除外するものであります。

18日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いました、何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の6番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の6番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-7》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の7番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の7番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農振農用地と判断します。農振農用地除外後は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存敷地の拡張 既存施設の面積の2分の1を超えないもの」であり、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○9 番 手塚 智枝子 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

内容は事務局説明のとおりですが、〇〇さんが家を新築しますが進入路が狭いという事

での申請になります。

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の7番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の7番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-8》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の8番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の8番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので第3種農地と、氏家駅の周辺1Km以内、宅地化率40%以上の区域内でありますので第2種農地と判断し、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2番 手塚 栄一 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

内容は事務局説明のとおりです。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類及び現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の8番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の8番については、原案どおり承認されました。

《議案7―2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

「2農業担う者の変更について」をご覧ください。この審議は、先程の「議案第6号農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を地域計画に反映させるもの等であり、農業担う者への新規追加者が1件となっております。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○議長(七久保)

質問がないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号2番については、原案どおり承認されました。

報告第1号 さくら市農地利用最適化推進委員の選考結果について

《報告第1号》

○議長(七久保)

次に、報告第1号「さくら市農地利用最適化推進委員の選考結果について」事務局の報告を求めます。

事務局(小倉)

5月25日に開催されました、さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の結果を報告させていただきます。別冊資料2の報告第1号をご覧ください。

お手元の資料にあります27区域、28人の応募者を審議いただきました結果、すべての応募者が農地利用最適化推進委員の委員候補者として選考されました。

この後の流れといたしましては、令和8年7月21日の第1回の総会において、議案として諮り、議決後7月31日に次期農業委員会より委嘱状を交付することとなります。

また、次のページになりますが、6月議会において農業委員として応募いただきました19名すべての方の任命同意をいただきましたことをこの場を借りて報告させていただきます。以上です。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

《報告第2号、3号》

○議長(七久保)

次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号2番、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号3番はお目通しを願います。

○議長(七久保)

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会6月定例総会を閉会いたします。

閉会時間（午後2時30分）